

社会福祉法人 さくら会  
さくら苑ショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 さくら会が開設する特別養護老人ホームさくら苑（以下「施設」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供にあたる職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態である高齢者（以下「利用者」という。）に対して、適正なユニット型短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 さくら苑ショートステイ
- (2) 所在地 札幌市西区発寒17条3丁目4-30

(利用定員及びユニット定員)

第4条 事業所の専用ベッド数として、提供する定員は10名とする。  
ただし、併設の特別養護老人ホームさくら苑の空きベッド状況、利用者の要望に応じ、空床利用としてこれを別に充てることができる。

2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次のとおりとする。

(1) ユニット数	1ユニット
(2) ユニットごとの利用定員	10名

(営業日、営業時間及び送迎区域)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、通年とする。

2 送迎区域は札幌市西区、手稲区、北区、中央区及び東区の一部とし、それ以外の区域は要相談とする。

(従業者の種類、員数および職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 医師、歯科医師 各1名  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービスの調整を行う。
- (4) 介護職員 4名以上  
利用者の生活介護に関する業務全般に従事する。
- (5) 看護職員 1名以上  
利用者の健康管理、医療との連携支援、保健衛生を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上  
管理栄養士は、利用者の食事について、献立や指導により適正な栄養摂取ができるよう給食・衛生の管理を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者に対し、日常生活を営むに必要な機能改善又は減退を防止するための訓練を行う。
  - (8) 介護支援専門員 1名以上  
利用者の短期入所生活介護計画の原案を立てるとともに、必要に応じて変更をする。
  - (9) 事務員 1名以上  
事業に係る事務及びその他の業務を行う。
- 2 事業の円滑な運営のため、利用者数及び利用状態に応じ、前項の職員数を増減できる。

(内容、手続きの説明及び同意)

- 第7条 事業所は、短期入所生活介護の提供に際し利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 事業所は、正当な理由なく短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
  - 3 事業所は、通常の事業実施地域等を勘案し、利用者申込者に対して自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難と認められた場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格者等の確認)

- 第8条 事業所は、短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及びその認定期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し申請が行われていない場合は、利用者申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも前項の有効期限満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第10条 事業所は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者にかかる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者介護等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第11条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の記録)

- 第12条 事業者は、短期入所生活介護の提供した際に提供した具体的なサービス内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

(短期入所生活介護の取扱方針)

- 第13条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 短期入所生活介護は相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については次条第1項に規程する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行うものとする。
  - 3 従業者は、短期生活介護の提供にあたって懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 4 事業所自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画)

- 第14条 短期入所生活介護を連続4日間以上利用する場合はサービスの提供を開始する際に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
  - 3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、サービスの管理・評価を行う。

(介護)

- 第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術を持って行うものとする。
- 1 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴ができない状況の際には清拭を行う）
  - 2 排泄の自立についての必要な支援
  - 3 オムツを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのオムツの適切な取替え
  - 4 離床、着替え、整容等日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

- 第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 利用者が可能な限り離床して、ユニットの食堂で食事を取ることを支援するものとする。

(機能訓練)

- 第17条 事業所は、利用者の心身状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

- 第18条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の為に適切な措置をとらなければならない。
- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び援助)

第19条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第20条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料の受領)

第21条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時には、利用者から利用料の一部として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用額から当該事業所に支払われる短期入所サービス費用の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 滞在に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- (4) 理美容代
- (5) その他の費用
  - ①預かり金管理費
  - ②カルチャースクール参加費用(材料費のみ実費)
  - ③日用品費 実費
  - ④嗜好品費 実費
  - ⑤特別な食事代(行事食等) 実費
  - ⑥①～⑤以外での個別の希望されたサービスは実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(滞在費・食費)

第22条 滞在費及び食費は全額自己負担とし負担の基準は厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用額とする。

2 滞在費及び食費の負担の限度額は厚生労働大臣が定める額を限度額とする。

3 特定入所者介護(支援)サービス費の対象者は利用者負担第1段階から第3段階までの者で市町村が交付する「介護保険負担限度額認定証」により滞在費及び食費を徴収する。

4 第4段階に該当する利用者の滞在費及び食費の負担額は厚生労働大臣が定める基準費用額とする。

5 滞在費及び食費の自己負担は、介護サービス費と併せて請求書が発行されるので、利用者はこれに基づいて支払うものとする。

6 滞在費及び食費の自己負担額は別表1に定める額とする。

7 1日に1度でも食事を提供した場合には1日当りの額が自己負担となる。

8 基準費用額及び限度額の変更は厚生労働大臣が定める基準の改正に基づくものとする。

(非常災害時の対策)

第23条 事業所は、防火管理計画ならびに消防署に提出している自衛消防訓練計画書、業務継続計画(BCP)等に基づいて定期的に災害等の対策を行う

(勤務体制の確保等)

第24条 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 短期入所生活介護のサービス提供は、当該事業所の職員が行う。ただし、利用者の処遇に直接影響をおよぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は職員に対し、資質向上のため研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第25条 事業所は利用定員及び居室の定員を超えて短期入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底等)

第26条 事業者は、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を行う。

- 2 施設における感染対策委員会を月1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- 3 施設における感染対策マニュアルと衛生管理マニュアルを作成し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 感染時業務継続計画（BCP）に基づいて対応する。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の研修を定期的実施する。
- 6 上記に掲げるものほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第27条 事業者は、事業の実施に係る運営規程を提示するほか、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第28条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。従業者を退いた後も同様とする旨を雇用契約の内容とする。

- 2 事業者は、事業の実施にあたり利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。
- 3 サービス利用者に係る個人情報の管理方法は別に定める。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなく短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等が増進したと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

(事故発生の防止等)

第30条 事業者は利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第31条 事業者は、短期入所生活介護の利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口を設置する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
  - 3 苦情の処理は、社会福祉法人さくら会苦情解決処理要綱に基づき処理するほか、その他の苦情受付機関の助言を受けるとともに、市町村又は国民健康保険連合会が行う改善指導及び助言に従う。

(身体拘束・褥瘡予防)

- 第32条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束防止マニュアルによる、また次のすべてに該当した場合とする。
- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
  - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
  - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得る。
  - 3 事業者は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第1項に該当するかどうかを審議する。
  - 4 審議により身体拘束を廃止する場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得る。
  - 5 褥瘡は発生しないよう褥瘡対策マニュアルに基づき適切な介護を行い発生防止に努める。
  - 6 褥瘡予防及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

(記録の整備)

- 第33条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(利用にあたっての留意事項)

- 第34条 利用者又はその家族は、居宅の利用に当っては次の事項を遵守するものとする。
- (1) 面会時間 午前8時半から午後9時までとする。
  - (2) 喫煙 指定の場所以外での喫煙は禁止すること。
  - (3) その他、居室及び設備の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為は禁止する。

(運営に関する留意事項)

- 第35条 事業者は、この規程に定める事項のほか、短期入所生活介護の提供に関して必要な事項は、利用者又はその家族との協議に基づいて定める。

(虐待の防止について)

第36条 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 管理者
- 2 苦情解決体勢を整備しています。
- 3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 4 虐待防止委員会を設置しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・

同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

附則

1. この規程は平成18年9月1日から施行する。

附則

2. この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

3. この規程は平成26年3月1日から施行する。

附則

4. この規程は令和6年4月1日から施行する。